

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第356号)

平成17年2月14日

横情審答申第356号

平成17年2月14日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成16年8月4日大改第35号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「大学改革市民アンケートに係る次の文書、(1)横浜市立大学学生アンケート集計結果、(2)オープンスクール参加者アンケート集計結果、(3)高校生・予備校生アンケート集計結果、(4)横浜市立大学の改革に関する市民アンケート調査報告書、(5)高校・予備校関係者アンケート集計結果及び(6)横浜市立大学の改革に関する企業・産業関係者アンケート調査報告書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「大学改革市民アンケートに係る次の文書、(1)横浜市立大学学生アンケート集計結果、(2)オープンスクール参加者アンケート集計結果、(3)高校生・予備校生アンケート集計結果、(4)横浜市立大学の改革に関する市民アンケート調査報告書、(5)高校・予備校関係者アンケート集計結果及び(6)横浜市立大学の改革に関する企業・産業関係者アンケート調査報告書」を一部開示とした決定は、妥当でなく、開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「大学改革市民アンケートに係る次の文書、(1)横浜市立大学学生アンケート集計結果（以下「文書1」という。）、(2)オープンスクール参加者アンケート集計結果（以下「文書2」という。）、(3)高校生・予備校生アンケート集計結果（以下「文書3」という。）、(4)横浜市立大学の改革に関する市民アンケート調査報告書（以下「文書4」という。）、(5)高校・予備校関係者アンケート集計結果（以下「文書5」という。）及び(6)横浜市立大学の改革に関する企業・産業関係者アンケート調査報告書（以下「文書6」という。以下文書1から文書6までを総称して「本件申立文書」という。）」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成16年4月9日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、文書1から文書4までの個別の意見については、アンケートに記載された内容をそのまま記載したものであり、大学改革に対する個人の見解が記載されている。このような情報は、特定の個人を識別できないとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

## (2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

本件申立文書のうち、文書 5 及び文書 6 については、条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性のみを主張していたが、本号の該当性を有するため、追加して主張する。

本件申立文書のうち、文書 6 は、市大卒業生採用企業のプロフィールとして、資本金、従業員数、業種、採用の頻度、卒業生の出身学部・研究科についても設問しており、こうした採用に関する情報は、法人の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利利益を害し、事業活動の妨げとなるおそれがあり、本号アに該当する。

また、非開示を前提として任意に提供された調査結果が公にされた場合、法人等からこのような調査への協力が得られなくなる等、実施機関と法人等との信頼関係に支障が生じ、事業の適正な執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、本号イに該当する。

文書 5 は、学校法人及び予備校も対象としており、いずれも、アンケート調査に協力をいただき、忌憚のない率直な意見を述べていただくことで、大学改革案の策定の一助とするため、「調査結果はすべて統計的に処理し、個別の回答の内容が公表されることはありません。」との約束のもと、アンケートに協力いただいている。したがって、非開示を前提として任意に提供されたアンケートの調査結果が公にされた場合、法人等からこのような調査への協力が得られなくなる等、実施機関と法人等との信頼関係に支障が生じ、事業の適正な執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、本号イに該当する。

### (3) 条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について

本件申立文書のうち、個別の意見については、いずれもアンケートに記載された内容をそのまま記載したもので、大学改革に対する個人の見解が記載されている。このような情報は、忌憚のない率直な意見を述べていただき、大学改革案の策定の一助とするため、「調査結果はすべて統計的に処理し、個別の回答の内容が公表されることはありません。」との約束のもと、アンケート調査に協力をいただいております。開示することにより、横浜市との信頼関係が損なわれ、今後同種の調査事務に著しい支障が生じるおそれがあることから、本号ウの「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するとして非開示とした。（個別の回答内容の非公表を要望する意見を調査票に添書きする例があった。）

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分の取り消しを求める。
- (2) いずれの件においても、アンケート結果は、そのすべてを市民に公開すべきものであり、都合のよい部分だけを公開するのは、行政として本来許されないことである。
- (3) 非開示と決定された個別意見は、その一部が「大学改革市民アンケート調査概要」や「横浜市立大学の新たな大学像、付属資料」において具体的意見の例として、すでに大学当局から発表されており、非開示とする理由がない。
- (4) また、一部開示された文書は、アンケート回答そのものではなく、すでにアンケート結果として編集整理されたものであり、回答者などが識別できる可能性は非常に低いと思われる。
- (5) なおかつ、仮に識別されたとしても、アンケート内容の性質からして、個人の権利権益を害したり、市との信頼関係が損なわれるとは思われない。
- (6) 情報の共有は民主主義の基本的要件であり、情報の非開示については、公共の利益の観点から慎重にすべきである。今回非開示とされた黒塗り部分の一部は、すでに大学当局から公表されているものであり、非開示とする理由がない。アンケート回答の個別意見は、ごく一部のみが公表され、行政に都合のよいものだけを公表している疑いがある。今回のアンケートでは、ごく一部の部分を除いて、回答内容を公表しても回答者が特定される恐れはまったくなく、回答者の利益、権益が犯される恐れもない。それらについて非開示とする理由はない。企業規模など企業自身に関する設問などへの回答を除いて開示すべきである。
- (7) 情報公開制度は、民主主義の基本である情報の共有を目指すものである。特に、行政文書の開示は、権力が恣意的な行政運営を行っていないかを検証するために不可欠なものである。その一方、個人のプライバシーを守る観点から文書の内容によっては、非開示あるいは一部開示とせざるを得ない場合も存在する。この場合、公共の利益と個人のプライバシーの保護というふたつの相反する要素の比較衡量が必要となり、個別の判断が不可欠である。
- (8) 今回の情報開示請求は、「大学改革アンケートの結果」に関するものである。アンケートの回答内容をむやみに公表すること、特にアンケート回答を書いた人の氏名などの公表については、その方に思わぬ不利益を与える場合があり得るの

で慎重にすべきことであることは理解できる。しかしながらアンケートと一口に言っても、個人や企業に関する実態調査などのような個人や企業自体に関する情報が含まれるものと、今回のアンケートのように大学の在り方について意見を聴く場合とでは大きく状況が異なる。確かに、個人の意見であっても、その個人が特定される可能性があり、またそのおかれた状況などが読みとれる可能性があるものなどについては、情報の開示は慎重にされなければならない。

- (9) 今回の種々のアンケートにおいて、上のような観点も考慮して、非開示が適当と思われるのは、回答者の氏名などと回答企業の規模、業務内容などに限られると思われる。それ以外のものについては、公表しても回答者を特定できる可能性がないものばかりである。さらに、その内容も大学のあり方を中心とするものであり、それを開示したからと言って、回答者の権利権益が犯されることはおよそ考えられない。情報の共有という公共の利益とを比較した場合、抽象的に個人の利益権益が犯されるということで非開示というのは不適當であり、具体的な特定の権益が犯される可能性がある場合にのみ非開示とすることが許されるものである。
- (10) また、実施にあたって、公にしないとの条件をつけてアンケートをしたと主張しているが、今回のように大学改革に対する意見は、「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは言えず、非開示の理由にはならない。
- (11) 事実、このアンケートの回答については、すでに、大学自身が「個別意見の例」として、一部を公表している。なぜ、すでに公表されているものまで非開示となるのか。この点については、大学側の提出した一部開示理由説明書ではまったく触れられていない。
- (12) また、一部の個別意見のみを公表する事は、アンケート結果を恣意的に利用したのではないかという疑問を持たざるを得ない。もし、そうであるとすれば、これは民主主義の基本を踏みにじるものであり、決して許されるものではない。残念なことに、本件の場合、総合的に判断すると、あらかじめ想定している「大学改革」に都合のよい結果を出すためのアンケートであり、結果の公表であった疑いが捨てきれない。
- (13) 実際、アンケートの回答には「専門教育を充実すべき」という意見が大変多い

にもかかわらず、大学の公表した「アンケート結果概要」では、このことにはまったく触れられていない。そもそも、これらのアンケートは、市民の意見を偏見なく聴くという態度に欠けている。例えば、「米国にある教養中心の大学が日本にもあったほうがよいと思いますか」という設問自体、回答者を誘導するものである。市大の大学改革のために質問しているのであるから、ここでは、「市大がこのような教養中心の大学になることに賛成ですか」というように聴くべきである。日本にはたくさんの大学がある訳で、このような聴き方では「日本にひとつくらいそういう大学があってもよい」という考えの人は「そう思う」に丸をつける。それをもって市大が教養大学になることが支持されているというように話をもっていくことは許されないことではないか。

- (14) あるいは、入学時点では専門を決めず2年次以降で選択できる制度についてもきいているが、この場合、実験設備、あるいは、教員の人的資源等から、2年次以降で選択する場合に、おのずと制限が生じることに触れずに、単に「自由に選択出来る制度」についてきいている。希望さえすれば、その選考に進むことができるかのような表現では、誰でも賛成するに違いない。このような設問の場合には、当然、希望に進めないことも生じることを示して聴くことが必要である。実際、現在の理学部で行われている学科配属でも、ある学科ではおよそ半数くらいが第一希望以外の学生となっている。このようなことを明らかにして質問すれば、自ずと結果は変わってくる。
- (15) また、回答を公表すれば回答者と市との信頼関係が損なわれるという市側の主張については、ごく一部の設問、会社の規模などについての設問を除いてその恐れはないと考える。また、アンケートは実施に際して「個別の回答を公表することはしない」として実施したから公表できないという市の主張は、一部の回答を既に公表した事実と矛盾するものである。むしろ、この種のアンケートにあっては「回答された意見は、氏名などを伏せて公表する場合があります」と断るべきものである。実際、文部科学省がパブリックコメントとして意見を募集する際にはそのような断り書きをしている。市民は自由に意見を述べる権利を有するとともに、その意見には一定の責任を持つべきものであり、内容の公表はむしろ前提とされるべきであり、それをもとに行政と市民とが意見交換をすることにより初めて民主的な行政が可能となるのである。結果の公表をしない、あるいは、結果の一部のみを公表する（いわゆるつまみ食い）ということは、アンケートを実施

する意味を持たなくするものであり、アンケート費用は税金の無駄遣いとなる。

- (16) 一部をすでに公表している個別意見と同じ範疇である個別意見は、基本的に開示すべきであって、特に回答者が特定される恐れが強いもの、あるいは、回答者の権益が具体的に犯される可能性があるものについてのみ黒塗りとするべきである。今回の一部開示ではあまりにも多くの部分を黒塗りとしており、これを容認すれば事実上情報開示制度は意味のないものとなる。審査会の厳正かつ実態にあった審議をお願いする次第である。

## 5 審査会の判断

### (1) 横浜市立大学の大学改革への取組について

平成14年度には、横浜市立大学（以下「市立大学」という。）のあり方検討事業として、学外の有識者で構成された「市立大学の今後のあり方懇談会」から、横浜市が大学を有する意義及び改革の方向性等について答申を受けている。

この答申を受けて、平成15年度には、大学改革推進事業として、大学自らが改革案を策定するに当たり、市立大学の改革に対する理解と関心を寄せてもらうために大学改革シンポジウムを開催したり、広く市民等の声を聞き、改革案策定の一助とするために大学改革市民アンケートを行っている。

### (2) 大学改革市民アンケートについて

大学改革市民アンケートは、現状の市立大学が、市民等にとって、どういう存在であるかをはじめ、市立大学における教育研究や地域社会への貢献などについての意識を把握するために、学生、受験生、高校生・予備校生、高校・予備校関係者、産業界及び市民をアンケートの対象として、それぞれ対象ごとに質問事項を設定し、多方面からの意見を得て、それを集約し、市立大学の大学改革案を策定するための一助とすることを目的として実施された。

### (3) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、大学改革市民アンケートの集計結果及び調査報告書であって、アンケート対象者から提出された個々の調査票を委託業者が集計した後、調査・分析を専門とする委託業者がまとめた集計結果及びさらにそれに基づき作成された調査報告書である。集計結果及び調査報告書には、アンケートの設問ごとに、回答の統計的に処理した集計結果と、自由意見があればその内容が、さらに、集計結果を通じて得られたことについてのコメントが記載されている。

なお、これらの集計結果及び調査報告書の内容に関しては、市立大学が策定し



た大学改革案「横浜市立大学の新たな大学像について」の付属資料として、市民アンケートの調査概要が公表されている。

イ 本件申立文書の各文書の具体的な内容については、次のとおりである。

(ア) 文書1は、大学改革市民アンケートのうち、市立大学に在学している学生を対象として実施したアンケートの集計結果であり、アンケート調査の目的、調査場所と調査方法、回収状況（有効回答者数）、アンケート集計結果等で構成されている。アンケート集計結果のうち、「 . 本学改革に関する意見・要望」の項目には、在学学部ごとに、意見・要望を類型化して、個別の意見が記録されている。

(イ) 文書2は、大学改革市民アンケートのうち、市立大学のオープンスクールに参加した高校生等を対象として実施したアンケートの集計結果であり、調査目的、調査日時、アンケート回収者数、アンケート集計結果等で構成されている。アンケート集計結果のうち、「 . (参考)本学入学の場合の本学への要望自由回答一覧」の項目には、志望学部ごとに、要望を類型化して、個別の意見が記録されている。

(ウ) 文書3は、大学改革市民アンケートのうち、神奈川県内の高等学校に在学している高校生及び予備校に在学している予備校生を対象として実施したアンケートの集計結果であり、高校生（予備校生）のプロフィールと高校卒業後の進路等、大学に進学したい理由、大学選びで重視する事項、大学で専攻したい分野や得意な分野、大学改革の具体的検討課題、専門教育を大学で受けたいという意向、横浜市立大学に対する印象・期待、横浜市立大学に対する意見・要望等で構成されている。このうち、「 . 横浜市立大学に対する印象・期待」及び「 . 横浜市立大学に対する意見・要望」の項目には、意見・要望を類型化して、個別の意見が回答人数とともに記録されている。「参考資料 . 横浜市立大学に対する印象・期待」及び「参考資料 . 横浜市立大学に対する意見・要望（自由記述）」の項目には、意見・要望を類型化して、個別の意見が性別とともに記録されている。

(エ) 文書4は、大学改革市民アンケートのうち、18歳以上の横浜市民を対象として実施したアンケートの集計結果について作成された調査報告書であり、回答者のプロフィール、市立大学のキャンパスや病院等の認知状況と利用実態、市立大学の教育・研究活動、地域貢献の評価と重要度、市立大学に対する意見・

要望で構成されている。このうち、「市立大学に対する意見・要望」の項目には、意見・要望を類型化して、個別の意見が性別及び年代とともに記録されている。

- (オ) 文書5は、大学改革市民アンケートのうち、神奈川県内の高等学校及び予備校の関係者を対象として実施したアンケートの集計結果であり、進学指導の内容、高校生（受験生）の大学進学の実態、高校生（受験生）が大学選びで重視する事項、高校生（受験生）が横浜市立大学を選ぶ決め手、高校生（受験生）の望む大学像（学びたい学問等）、大学改革の具体的検討課題、高校（予備校）として推薦・評価できる大学、横浜市立大学の印象・評価、大学（全体）改革に望むこと、横浜市立大学の改革にあたって望むこと、資料～資料で構成されている。このうち、集計結果本文の各項目には、意見・要望を類型化して、個別の意見が単体で、又は回答人数とともに記録されている。資料から資料までには、意見・要望を類型化して、個別の意見が記録されている。
- (カ) 文書6は、大学改革市民アンケートのうち、企業・産業関係者を対象として実施したアンケートの集計結果について作成された調査報告書であり、企業プロフィール、市立大生の採用動向と市立大学の教育・人材育成など、市立大学との交流の実態、市立大学の産学連携、市立大学に対する期待、市立大学に対する意見・要望で構成されている。このうち、「市立大生の採用動向と市立大学の教育・人材育成など」の項目にある「表 - 1 市立大生採用企業のプロフィール、採用動向及び市立大卒業生の評価」には、本社所在地、資本金、従業員数、事業所の種類、業種、採用の頻度、卒業生の出身学部・研究科、市立大学卒業生に共通して優れている資質・能力、市立大学卒業生に共通して不足している資質・能力の各項目が、「市立大学との交流の実態」の項目にある「表 - 1 市立大学との交流の実態、及び産学連携上の問題」には、本社所在地、資本金、従業員数、事業所の種類、事業所の業種、交流事業（交流の相手、交流の内容、交流の成果、交流、産学連携上の問題点）の各項目が記載されている。また、「市立大学に対する意見・要望」の項目にある「表 - 1 市立大学に対する意見・要望」には、本社所在地、資本金、従業員数、事業所の種類、業種、市立大学に対する評価、課題、期待すること、また大学改革への取組などの各項目が記載されている。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、文書1から文書4までの個別の意見については、アンケートに記載された内容をそのまま記載したものであり、大学改革に対する個人の見解が記載されている。このような情報は、特定の個人を識別できないとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当するとしている。

ウ 当審査会で、実施機関が非開示とした情報の本号該当性を検討するため、文書1から文書4までの各文書で非開示とされた部分を見分したところ、文書1及び文書2には、アンケート回答者からの個別の意見が、文書3の本文には、個別の意見及び回答者数が、文書3の参考資料には、個別の意見及び性別が、文書4には個別の意見、性別及び年代が併せて記載されている。

個別の意見には一般的で簡潔な内容のものだけでなく、より具体的な内容のものも見受けられるが、これらの記載されている内容から判断すると、当該情報を、公にすることにより、当該個別の意見を回答したアンケート回答者である特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、これらの情報は、アンケート回答者から提出された個別のアンケート調査票そのものでなく、そこから、委託業者により統計的に処理されたものであって、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

エ したがって、実施機関が非開示とした情報については、本号本文には該当しない。

(5) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性

質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、文書6の市大卒業生採用企業のプロフィールである資本金、従業員数、業種、採用の頻度、卒業生の出身学部・研究科等の採用に関する情報は、法人の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利利益を害し、事業活動の妨げとなるおそれがあり、本号アに該当するとしている。

また、これらの情報及び文書5の個別の意見については、非開示を前提として任意に提供されたものであり、調査結果が公にされた場合、法人等からこのような調査への協力が得られなくなる等、実施機関と法人等との信頼関係に支障が生じ、事業の適正な執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、本号イに該当するとしている。

ウ 当審査会で、実施機関が非開示とした情報の本号アの該当性を検討するため、文書6で非開示とされた部分を見分したところ、「表 - 1 市立大生採用企業のプロフィール、採用動向及び市立大卒業生の評価」には、本社所在地、資本金、従業員数、事業所の種類、業種、採用の頻度、卒業生の出身学部・研究科、市立大学卒業生に共通して優れている資質・能力、市立大学卒業生に共通して不足している資質・能力の各項目が、「表 - 1 市立大学との交流の実態、及び産学連携上の問題」には、本社所在地、資本金、従業員数、事業所の種類、事業所の業種、交流事業（交流の相手、交流の内容、交流の成果、交流、産学連携上の問題点）の各項目が、「表 - 1 市立大学に対する意見・要望」には、本社所在地、資本金、従業員数、事業所の種類、業種、市立大学に対する評価、課題、期待すること、また大学改革への取組などの各項目が記載されている。

しかし、文書6に記載されているこれらの情報については、金額や人数等の数値は概数であり、その他の記載も含めて、特定の法人等が明らかになるものではない。また、法人等の個別の意見が記載されている項目についても、一般的な内容が多く、一部に具体的な記載があるとしても、文書6に記載された他の情報と照らしても回答した法人等が特定されるおそれはないと考えられることから、特定の法人等の考え方等が明らかになるものではない。このため、当該法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるものとは認められない。

エ 次に、実施機関が非開示とした情報の本号イの該当性について検討する。

当審査会が確認したところ、文書 5 及び文書 6 を作成する元となった神奈川県内の高等学校及び予備校の関係者並びに企業・産業関係者を対象としたアンケートの実施に当たっては、実施機関が説明するように、調査票に「調査結果はすべて統計的に処理し、個別の回答の内容が公表されることはありません。」と明記して行われていることが認められた。

しかし、そもそも、広く市民等の声を聞き、大学改革の一助とするために行われた本件アンケート調査の結果については、それを踏まえてどのように改革案を策定したのか、説明する責務が実施機関にはあると考えるのが相当であり、調査結果は公表すべきものとする。

また、文書 5 及び文書 6 に記載された情報は、アンケート回答者から提出された個別のアンケート調査票そのものでなく、そこから、委託業者により統計的に処理されたものであって、公にしないことの条件を付した個別の回答の内容そのものではない。

そして、文書 5 及び文書 6 で非開示とされた部分を当審査会が見分したところ、金額や人数等の数値は概数であり、その他の記載も含めて、特定の法人等が明らかになるものではない。また、法人等の個別の意見が記載されている項目についても、一般的な内容が多く、一部に具体的な記載があるとしても、文書 5 及び文書 6 に記載された他の情報と照らしても回答した法人等が特定されるおそれはないと考えられることから、特定の法人等の考え方等が明らかになるものではない。

このため、これらの情報が公にされたとしても、法人等からこのようなアンケート調査への協力が得られなくなる等、実施機関と法人等との信頼関係に支障が生じ、事業の適正な執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるとは認められない。

オ したがって、実施機関が非開示とした情報については、本号ア及びイのいずれにも該当しない。

(6) 条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 6 号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ・・・」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、個別の意見については、いずれもアンケートに記載された内容をそのまま記載したものであり、また、調査結果はすべて統計的に処理し、個別の回答の内容を公表しないことを明示してアンケート調査を実施していることから、これを開示することにより、横浜市との信頼関係が損なわれ、今後同種の調査事務に著しい支障が生じるおそれがあることから、本号ウの「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するとしている。

ウ 当審査会が確認したところ、文書3から文書6までを作成する元となった神奈川県内の高等学校に在学する高校生及び予備校に在学する予備校生、市民、神奈川県内の高等学校及び予備校の関係者並びに企業・産業関係者を対象としたアンケートの実施に当たっては、実施機関が説明するように、調査票に「調査結果はすべて統計的に処理し、個別の回答の内容が公表されることはありません。」と明記して行われていることが認められた。また、文書1及び文書2を作成する元となった横浜市立大学に在学している学生及び横浜市立大学のオープンスクールに参加した高校生等を対象としたアンケートの調査票には、その旨の記載は認められなかった。

しかし、アンケートの調査票上の個別の回答の内容を公表しないことの説明の有無にかかわらず、本件申立文書に記載された情報は、アンケート回答者から提出された個別のアンケート調査票そのものでなく、そこから、委託業者により統計的に処理されたものである。

また、実施機関は、本件申立文書中の個別の意見の一部を、「横浜市立大学の新たな大学像について」の付属資料としての市民アンケートの調査概要の中で、具体的意見の例として、自ら公表している。

以上のことから、これらの情報が公にされたとしても、実施機関と個人又は法人等との信頼関係に支障が生じることは考えられず、今後実施機関が行う同種の調査事務に対して、個人又は法人等からの協力が得られなくなる等、本号ウで規定する実施機関が行う調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるとは認められないし、その他実施機関が今後行う同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

エ したがって、実施機関が非開示とした情報については、いずれも、本号には該当しない。

(7) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号、第3号及び第6号に該当するため一部開示とした決定は、妥当でなく、開示すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                                                | 審 査 の 経 過                |
|------------------------------------------------------|--------------------------|
| 平成16年7月2日<br>(第286回審査会)                              | ・部会で審議する旨決定              |
| 平成16年8月4日                                            | ・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成16年8月20日<br>(第43回第一部会)<br>平成16年8月27日<br>(第43回第二部会) | ・諮問の報告                   |
| 平成16年10月14日                                          | ・異議申立人から意見書を受理           |
| 平成17年1月7日<br>(第53回第一部会)                              | ・審議                      |
| 平成17年1月21日<br>(第54回第一部会)                             | ・審議                      |